| | | |
|---|---|---|
| 社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうち、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十五条第五項第八号、第九十七条第二項第二号並びに第百二十三条第四号ニ及び第五号イにおいて同じ。）であるものをいう。） | 第九十五条第五項第八号 | ［略］ |
| 又は令第四十四条各号に掲げる者 | | |
| 、令第四十四条各号に掲げる者又は特定承継会社 | | |

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

**第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第十七条の二第三項 | 銀行法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する主務省令で定める業務 | |
| ［略］ | | |

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |

| | | |
|---|---|---|
| 社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうち、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十七条第二項第二号並びに第百二十三条第四号ニ及び第五号イにおいて同じ。）であるものをいう。） | ［項を加える。］ | ［同上］ |

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

**第三十五条**　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 第十七条の二第三項 | 銀行法第十六条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める業務 | |
| ［同上］ | | |

2　［同上］

| 読み替える銀行法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |